

11	京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院 医の倫理委員会 作業手順書	2016年1月18日発効
専門小委員会の運用にかかる手順書		

『京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院医の倫理委員会内規』第9条に基づき、運営に関する手順を以下の通り定める。

1. 医の倫理委員会の下に、専門小委員会を諮問組織として設置する。
2. 専門小委員会の委員は、医の倫理委員会委員長が指名する。
3. 専門小委員会の委員長並びに副委員長は、医の倫理委員会委員長が指名する委員をもって充てる。
4. 研究責任者より申請書が提出されると、事務局での確認作業の後、必要に応じて専門小委員会で審査される。
5. 専門小委員長並びに副委員長は各委員から提出された意見を取りまとめ、専門小委員会からの意見として申請者へフィードバックする。
6. 申請者は専門小委員会からの意見に応じ、改訂が必要な場合は指摘事項を反映した申請書を作成のうえ倫理審査申請システムより回答する。
7. 前条の審査の過程において、審査を行う委員会から申請者に対し質問又は改訂の指摘がなされた場合は、申請者は当該指摘がなされた日から2ヶ月以内に回答しなければならない。この場合において、当該回答期限内に申請者からの回答がないときは、当該申請は取り下げられたものとみなす場合がある。
8. 専門小委員長並びに副委員長は各委員からの指摘事項に対応されたことを確認し、委員長へ答申する。

附 則

この運営細則は、2016年1月18日から施行する。